

2021年8月11日  
中国電力株式会社

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」  
の改定申入れに係る検討状況について（ご報告）

平素より当社事業運営，とりわけ島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成24年11月1日に鳥取県，米子市および境港市から，「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を立地自治体並みの協定に改定するようお申入れをいただいておりますが，同様のお申入れをいただいていた，出雲市，安来市および雲南市に，このたび，当社の対応を別紙のとおり取りまとめ，協議させていただくようお願いしましたので，報告いたします。

鳥取県，米子市および境港市からのご要請につきましても，現在，具体的な検討を進めており，準備が整い次第，回答させていただく所存です。

当社は，今後とも鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心の確保に向け最大限取り組んでまいりますので，引き続き，ご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（別紙）「安全協定に関する申入れに対する当社の対応（出雲市，安来市および雲南市に回答した内容）」

以 上

## 安全協定に関する申入れに対する当社の対応

平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に關しまして、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。

### 1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

### 2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましては、原子力災害対策特別措置法における「立入検査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市（以下、各市という。）を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

### 3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、可否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」を実施されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

### 4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応を進めさせていただくよう考えています。